

令和元年房総半島台風を踏まえた建築物の強風対策(案)

1. 屋根ふき材に対する強風対策

①建築基準法の告示基準の改正

- 瓦屋根のガイドライン工法を建築基準法の告示基準に位置付け、新築時等に義務付ける。
- 平成17年国交省告示第566号の枠組みを活用し、既存不適格建築物の増改築時に、増改築部分以外の既存部分へは、新基準を基本的に遡及適用しない扱いとする。

②沿岸部仕様の検討

- 沿岸部向けの対策については、十分な知見の蓄積がないため、国総研等において試験等を実施し、望ましい緊結方法のあり方について検討を進める。

③既存建築物の屋根ふき材の改修の促進

- 強化される告示基準に適合させるための屋根ふき材の改修等に対する支援制度の活用について周知を図るとともに、さらなる支援策の必要性について検討
- 屋根ふき材の補強技術(部分改修を含む)の評価方法等について、国総研等において開発を進める。

④屋根ふき材の耐風性能の見える化の推進

- 上記の対策を踏まえて、住宅性能表示制度における耐風等級の見直し(屋根ふき材の耐風等級の追加)を検討

2. 小屋組に対する強風対策

○沿岸部仕様の検討

- 沿岸部向けの対策については、十分な知見の蓄積がないため、国総研等において試験等を実施し、望ましい緊結方法のあり方について検討を進める。

3. 基準風速の検証

○現行の建築基準法の基準風速の妥当性の検証(全国)

- 最新の気象データの分析により、現行の基準風速の妥当性を検証(全国)